配当公告

愛媛県松山市桑原七丁目六番三二号
破産者　池田水道工業株式会社
右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第四四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一四一、三七一、八七〇円
一、配当することのできる金額
金一七、三〇九、六七八円
平成二十四年六月二十九日
愛媛県松山市二番町二丁目八番地一八
破産管財人　髙橋　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字富田三丁目五番地九、最後の住所青森県東津軽郡平内町大字清水川字権十郎新田八番地
被相続人　亡　高田　唯雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
青森市長島二丁目一七番九号
相続財産管理人　司法書士　佐々木憲元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区東十条六丁目四番地、最後の住所埼玉県朝霞市溝沼六丁目八番二一号
被相続人　亡　和田　弦夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号高砂武蔵ビル五〇一柘植法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柘植　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区黒砂二丁目五番、最後の住所千葉市稲毛区黒砂二丁目五番一五号
被相続人　亡　太田　増夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
事務所千葉市中央区中央三―一八―三千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市南沖山一九八番地、最後の住所新潟県新発田市金谷一九七番地有心会
被相続人　亡　渡邉　敏男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
新潟県阿賀野市百津町七番一二号、事務所
相続財産管理人　司法書士　大渕　克也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科七貴八三五三番地、最後の住所長野県安曇野市豊科南穂高二四一番地七
被相続人　亡　小出　宏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
長野県松本市城西一丁目一番四五号ビューフロント北松本二階
相続財産管理人弁護士　征矢　芳友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市賀集一一七〇番地、最後の住所兵庫県南あわじ市賀集九八八番地
被相続人　亡　藪田　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
兵庫県洲本市下加茂一丁目二番二六号森高英二司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　森高　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市南馬場一三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉川　洋子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
和歌山県橋本市東家一丁目一番四号秋山ビル一階
相続財産管理人　大宮　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市野上新四六七番地、最後の住所和歌山県紀の川市貴志川町岸宮六一六番地二
被相続人　亡　應矢　一則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
和歌山市四番丁三四番地Y・M四番丁ビル二階
相続財産管理人　弁護士　西　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡智頭町大字駒帰六三番地二、最後の住所鳥取県八頭郡丹比村大字北山四八番地四
被相続人　亡　丸山松次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
鳥取県八頭郡智頭町大字波多二九四番地
相続財産管理人　小屋本政顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市松崎町二八一三番地、最後の住所山口県山口市徳地柚木七一四番地
被相続人　亡　田中　紘一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
事務所山口県防府市松原町一番一号
相続財産管理人　加藤　秀昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市南高井町一一三六番地一、最後の住所愛媛県伊予市下吾川一八二二番地一七
被相続人　亡　小掠　直秀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号
相続財産管理人　河渕　孝幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市南久米町一一一番地、最後の住所愛媛県松山市南久米町二六二番地一ゴトービル二
被相続人　亡　安代　敏雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年六月二十九日
愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号
相続財産管理人　河渕　孝幸

第４期決算公告

平成24年6月28日　東京都港区芝浦四丁目10番16号
株式会社ＯＫＩネットワークス
代表取締役社長　西郷　英敏

貸借対照表の要旨　（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,660,681	流動負債	491,578
		固定負債	457,215
		引当金	456,705
		退職給付引当金	510
		その他	711,886
		株主資本	100,000
		資本金	387,466
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	362,466
		その他資本剰余金	224,419
		利益剰余金	224,419
		その他利益剰余金	(224,419)
		（うち当期純利益）	
資産合計	1,660,681	負債・純資産合計	1,660,681